

道路関係予算の確保と道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

道路は、地域住民の暮らしや生産性向上による経済成長を支える最も基礎的な社会資本である。

しかしながら、和歌山県南部における道路整備は大きく立ち遅れしており、このことが地域活性化を阻害しているとともに、近年多発している豪雨災害時の不安につながっている。

行政区域が1,027平方キロメートルと広大な本市にとって、道路は住民生活の重要な役割を担っており、また、「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界文化遺産登録以降、多くの観光客が本市を訪れていることから、地域活性化を図るために、市民から早急な道路整備を熱望されているところである。

また、近い将来、高い確率で発生が見込まれる南海トラフを震源とした大規模地震及び津波により甚大な被害が想定される中、救助・救援活動や緊急物資輸送を行うために、幹線道路を初めとする道路網の整備が急務となっている。

現在、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、道路事業の補助率等がかさ上げされているが、平成29年度までの時限措置となっている。この措置が廃止されることにより、地方の財政負担が増加し、道路整備の促進に重大な影響を及ぼすことになる。

よって、道路整備に対する地域のニーズが依然として高いことを踏まえ、地域の実情に即した道路整備の促進と道路の適切な維持管理をより一層推進するため、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方の道路整備を計画的かつ着実に推進するため、安定した道路関係予算の総枠を確保するとともに、平成30年度においても所要額を満額確保すること。
2. 今後費用が増加していく維持管理や老朽化対策などの課題への対応や依然として厳しい地方の財政状況を考慮し、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年2月27日

田辺市議会議長 小川浩樹

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長